

企業・医療機関連携マニュアル(事例編：肝疾患)

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例(ガイドラインP.12「様式例集」)の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

<構成>

事例1 B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行ながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例2 C型肝炎の治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行ながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例3 肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

※肝疾患の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 肝疾患の治療には、規則正しい生活、栄養バランスの取れた食事、適度な運動による肥満防止、禁酒・節酒などが重要であり、体調に応じて夜勤や時間外労働を免除するなどの一時的なシフトの調整、あるいは勤務体系の変更が必要となる場合がある。ただし、個別に必要な就業上の措置や治療への配慮は異なるため、主治医や産業医の意見を勘案して対応を検討することが重要である。
- ウィルス性肝炎は通常の日常生活や就業の範囲では感染することはないが、職場の関係者が感染のリスクについて誤った認識を持つことがあり、就業の継続のための理解や協力が得られにくい場合もある。そうした誤った認識は、労働者本人からの支援の相談や申出を妨げる要因にもなりうる。このため、事業者は必要に応じて肝炎に対する正しい知識の啓発を行うことが重要である。
- 両立支援の実施に当たり、職場の関係者等に対して労働者の状況について説明が必要である場合には、労働者本人の同意のもと、支援に必要な情報に限って説明することが求められる。その際、診断名は必ずしも必要な情報ではないことについて留意が必要である。
- なお、肝疾患は症状や障害の程度に応じて、様々な医療費助成制度や、生活支援制度を利用できる場合がある。(詳しくはガイドラインP.17～19参照)